平成２７年（フ）第７７号
沖縄県浦添市牧港５丁目13―５（202号室）、住民票上の住所和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅841番地
債務者　堤　　尚
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸村　祥子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年５月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６９号
群馬県太田市六千石町135番地25　ストーンランド・ヒル1301号、前住所群馬県館林市西本町１番８号
債務者　永田　佳嗣
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第２２２号
神戸市灘区将軍通２丁目１番６号　グランディア六甲将軍通203
債務者　藤見　和弘
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　祐資
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３２２号
奈良県生駒市俵口町1450番地25
債務者　石倉　行宏
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　功武
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１１０号
福島県二本松市木ノ根坂182番地２
債務者　森　さなえ
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　半澤　一成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第７９号
兵庫県豊岡市日高町奈佐路734番地
債務者　橋本　一哉
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月５日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４号
神戸市垂水区福田４丁目６番16号
債務者　前村ゆかり
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山﨑　康博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２６号
広島市西区南観音町１番５―201号
債務者　行政　雅文
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝原　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１号
北九州市門司区寺内２丁目６番７号
債務者　武田香代子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１５６号
北九州市八幡西区鷹の巣１丁目６番28―501号
債務者　吉田　光秀
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５３号
三重県津市八町２丁目10番40号
債務者　濵田　和浩
1　決定年月日時　平成28年４月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白山雄一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月８日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市児島下の町１丁目４番30号
債務者　赤松　敬之
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　立名
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４９号
名古屋市天白区天白町大字野並字笹原1533番地の56
債務者　土川美奈子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　良人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３５０号
名古屋市東区徳川２丁目３番26号　マルエイコーポ３Ｆ―４号
債務者　土川　恭弘
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松澤　良人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第４０号
北海道登別市鷲別町２丁目９番地４　めぐみマンション101、前住所北海道登別市鷲別町４丁目20番地16
債務者　脇坂　時則
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第５号
仙台市宮城野区幸町２丁目14番32号　クレフラスト幸町Ｂ202
債務者　小松　優介
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
仙台市青葉区旭ケ丘３丁目14番１号　丸茂ビル307、従前の住所仙台市青葉区鷺ケ森２丁目14番８号
債務者　石川久美子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係